

『市民協共済』のご案内

『市民協共済』は、市民福祉団体全国協議会（市民協）と全労済が協力して契約を行う市民協会員限定の共済制度です。NPO 法人でご活躍される皆さまの万一の際の備えとして、また市民協会員同士の相互扶助の一環として、幅広い保障と手頃な共済掛金を実現しております。

ご加入いただける団体・条件

NPO 法人格取得団体の理事および役員ならびに専従職員の一律（全員）

市民協共済制度の概要

支払事由				共済金
死 亡	会 員	普 通 死 亡		3 万円
		不慮の事故	交通事故による	1 0 3 万円
			そ の 他	3 万円
	配偶者		1 5,0 0 0 円	
	子		6,0 0 0 円	
	親		6,0 0 0 円	
障 が い	交通事故による障がい			最高 1 0 0 万円
住 宅 災 害	火災等		全焼・全壊	最高 5 9 万円
			半焼・半壊	
			一部焼・一部壊	
	自然災害	風水害等	全壊・流出	最高 2 4 万円
			半焼・半壊	
			一部焼・一部壊	
		床上浸水		
		地震等		最高 8 万円
		死 亡		同居の親族
交通事故による通院			日額 7 5 0 円	
交通事故による入院			日額 1, 5 0 0 円	
子の出生祝金			3, 0 0 0 円	
子の小学校・中学校入学祝金			3, 0 0 0 円	

市民協共済掛金（年払）

2,000 円 / お一人あたり

全労済に加入される方は、出資金が必要です。

出資金 100 円を共済掛金とあわせてお支払いいただきますようお願いいたします。

⇒詳しくは、裏面をご確認ください。

特 長 点

- ① 健康状態は問いません。
- ② お子さまの就学祝金が給付されます！
- ③ 親の死亡弔慰金は、配偶者の親が死亡された場合も給付されます。
- ④ 自転車(通勤・買い物等)での事故通院も給付されます。
- ⑤ 台風・雪害などの住宅災害も保障の対象になります。

ご加入について

共済期間 2019 年 7 月 1 日～2020 年 6 月 30 日

「市民協共済会」までお問い合わせください。必要書類をお送りさせていただきます。

1年間にお支払いした共済金について

前年度、以下の共済金をお支払いしました。(2018 年 1 月～12 月)

親の死亡弔慰金	16 件	96,000 円
配偶者の死亡弔慰金	1 件	15,000 円
就学祝金	16 件	48,000 円
住宅災害	2 件	16,000 円

出資金について

初めて全労済の共済に加入される方は、労済(共済)生協の組合員になっていただきますので出資金が必要です。

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

- ◆全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。
- ◆生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。
- ◆すべての契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行っていただきますと、出資金をご指定の口座に返戻いたします。
- ◆また、すべての共済を3年以上利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

【共済に関するお問い合わせ先】

「市民協共済会」

T E L . 03-6809-1091 / F A X . 03-6809-1093

【受付時間 9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 まで】

<http://www.seniornet.ne.jp/>